

平成 30 年度

運輸安全報告書

アーガス観光株式会社
平成 31 年 4 月 1 日発行

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

アーガス観光株式会社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、輸送の安全を確保するため、全社員が一丸となって以下のとおり取り組みました。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ①代表取締役社長及び安全統括管理者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、率先して社内における輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいりました。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させました。

- ②当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めました。また、輸送の安全に関する情報については、会社の掲示板及びホームページ等により積極的に公表いたしました。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次の通り目標を設定し達成を目指しました。

「平成30年度目標」

- ①重大事故ゼロ
- ②飲酒運転ゼロ
- ③過労運転ゼロ

平成30年度目標に対する結果は次のとおりです。(単位：件)

実 績	目 標	差異
①重大事故 1	重大事故 0	1
②飲酒運転 0	飲酒運転 0	0
③過労運転 0	過労運転 0	0

「平成31年度目標」

- ①重大事故ゼロ
- ②飲酒運転ゼロ
- ③過労運転ゼロ

平成31年度目標は、引き続き下記の通りです。(単位：件)

実 績	目 標	差異
①重大事故 0	重大事故 0	0
②飲酒運転 0	飲酒運転 0	0
③過労運転 0	過労運転 0	0

3. 事故に関する統計

平成27年度中、当社における自動車事故報告規則第2条の規定に該当する事故はございませんでした。

平成28年度中、当社における自動車事故報告規則第2条の規定に該当する事故はございませんでした。

なお、平成29年度、自動車事故報告規則第2条の規定に該当する事故の発生は1件です。

【実際の事故は発生しておりませんが、健康起因(歯の痛み)により安全確保を最優先とし、事故を未然に防ぐため交代運転士を配置し、運行途中に運転士が交代した事により、自動車事故報告規則第2条の規定により報告致しました。】

また、平成30年度中、自動車事故報告規則第2条の規定に該当する事故の発生は1件です。(経年劣化とみられるクラッチ故障により運行出来なくなり、運行管理者の指示により警察通報及び交通誘導の依頼、レッカー手配と同時に代替車両を現地に配置し運行を継続しました。)

平成31年度は、同規則に該当する事故0件目指し、今後も事故を発生させないよう、全社一丸となって安全確保・事故防止に取り組んで参ります。

4. 輸送の安全のために講じた措置及び 講じた措置

①脳MRI検診（脳疾患・くも膜下出血）対策の推進

他社高速・貸切バスで発生した健康起因事故を踏まえ、全運転士を対象に専門医の受診を行い、脳MRI検診を実施致しました。また、検査結果を基に専門医の指示に従い指導しました。

- ②全運転士を対象に、独立行政法人自動車事故対策機構が実施しています初任診断・一般診断を実施しました。平成31年度も引き続き全運転士を対象に受診致します。
- ③デジタコ装着率100%を本年度も達成しました。
- ④ドライブレコーダー装着率100%を本年度も達成しました。

5. 輸送の安全に関する重点施策

- ①輸送の安全が最も重要であるという意識を全社員に徹底し、関係法令及び安全管理規定に定めた事項を遵守しました。
- ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的に行いました。
- ③輸送の安全に関する内部監査を年2回行い、必要な是正措置及び予防措置を講じました。
- ④輸送の安全に関する情報の伝達体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有しました。
- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、的確に実施しました。

6. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 代表取締役 利川 浩宗